



市章

彦根市公報

令和4年(2022年)4月15日

第1866号

金曜日

定日発行 毎月1日、15日 2回

目次

○ 条例

- 5 彦根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(人事課)..... 3
- 6 彦根市職員の給与に関する条例および彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(人事課)..... 3
- 7 彦根市新型コロナウイルス感染症対策支援基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例(行政デジタル推進課)..... 4
- 8 美しいひこね創造条例の一部を改正する条例(まちづくり推進課)..... 4
- 9 彦根市公園条例の一部を改正する条例(都市計画課)..... 5
- 10 彦根市消防団条例の一部を改正する条例(消防総務課)..... 5
- 11 彦根市市税条例および彦根市都市計画税条例の一部を改正する条例(税務課)..... 7

○ 訓令

- 8 彦根市公用マイクロバス使用規程の一部を改正する訓令(公有財産管理課)..... 9
- 9 彦根市働き方・業務改革推進本部設置規程の一部を改正する訓令(働き方・業務改革推進課)..... 11
- 10 彦根市部長会議規程の一部を改正する訓令(企画課)..... 12
- 12 彦根市生活困窮者相談推進委員会設置規程の一部を改正する訓令(社会福祉課)..... 12
- 13 彦根市庁舎防火管理規程の一部を改正する訓令(公有財産管理課)..... 12

○ 公告

- 彦根市農用地利用集積計画公告(農林水産課)..... 13
- 彦根長浜都市計画道路事業の変更図書の写しの縦覧について公告(道路河川課)..... 13
- 彦根市農業経営基盤強化促進基本構想変更公告(農林水産課)..... 13
- 公印の改刻について公告(総務課)..... 14

○ 教育委員会告示

- 4 彦根市私立幼稚園の実費徴収に係る補足給付費給付要綱の廃止(幼児課)..... 14
- 5 彦根市荒神山自然の家の使用料の収納事務の委託(生涯学習課)..... 14
- 6 彦根市中地区公民館の使用料の収納事務の委託(生涯学習課)..... 15
- 7 彦根市稲枝地区公民館の使用料の収納事務の委託(生涯学習課)..... 15
- 7の2 彦根市放課後児童健全育成事業の届出に関する要綱(生涯学習課)..... 16

○ 監査公表

- 1 随時監査(工事監査)結果の公表..... 20

○ 公平委員会規則

- 1 彦根市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... 21

○ 農業委員会告示

- 4 彦根市空き家に付随する農地の別段面積取扱要綱..... 22

○ 病院事業管理規程

2	彦根市病院事業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程(職員課)	33
3	彦根市病院事業の管理運営に関する規程の一部を改正する規程(病院総務課)	34
4	彦根市病院事業文書管理規程の一部を改正する規程(病院総務課)	35
5	彦根市病院事業職員の衛生管理に関する規程の一部を改正する規程(職員課)	35
○	水道事業告示	
6	彦根市指定給水装置工事事業者の指定(上下水道総務課)	35
7	水道料金および公共下水道使用料の収納業務の委託(上下水道総務課)	36
○	消防本部訓令	
1	彦根市消防本部車両管理規程の一部を改正する訓令(警防課)	36
○	消防本部告示	
2	消防第17条の4第1項の規定に基づく必要な措置を命じたもの(予防課)	45

条例

彦根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月28日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第5号

彦根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

彦根市職員の育児休業等に関する条例(平成4年彦根市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第21条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号アおよびイを削る。

第25条を第27条とし、第24条の次に次の2条を加える。

(妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等)

第25条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員またはその配偶者が妊娠し、または出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第26条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

彦根市職員の給与に関する条例および彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月28日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第6号

彦根市職員の給与に関する条例および彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(彦根市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 彦根市職員の給与に関する条例(昭和40年彦根市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

(彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 2 条 彦根市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 25 年彦根市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 167.5」を「100 分の 162.5」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部改正)

2 彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例(昭和 32 年彦根市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に改める。

(彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例の一部改正)

3 彦根市病院事業管理者の給与および旅費に関する条例(平成 28 年彦根市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に改める。

彦根市新型コロナウイルス感染症対策支援基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 28 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市条例第 7 号

彦根市新型コロナウイルス感染症対策支援基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例

彦根市新型コロナウイルス感染症対策支援基金の設置、管理および処分に関する条例(令和 2 年彦根市条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

付則第 2 項中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

美しいひこね創造条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 28 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市条例第 8 号

美しいひこね創造条例の一部を改正する条例

美しいひこね創造条例(平成 17 年彦根市条例第 79 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部および専修学校の高等課程に在学する 20 歳未満の者を除く。)」を削り、同号ウ中「学校教育法に規定する大学または専修学校(専門課程または一般課程に限る。)」を「学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校および同法第 124 条に規定する専修学校をいう。)」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

彦根市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月28日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第9号

彦根市公園条例の一部を改正する条例

彦根市公園条例(昭和54年彦根市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表第2野球場の項を削り、同表多目的競技場の項中「場合」の次に「(入場料その他これに類する金銭を徴収しない場合に限る。)」を加え、「半額」を「50パーセントに相当する額」に改め、同項の次に次のように加える。

多目的グラウンド	早朝	6時から8時まで	790円	入場料総収入額の10パーセントに相当する額。ただし、10パーセントに相当する額が10,000円に満たないときは、10,000円とする。	部分使用の場合(入場料その他これに類する金銭を徴収しない場合に限る。)は、50パーセントに相当する額とする。
	午前	8時から12時30分まで	2,760円		
	午後	12時30分から17時まで	3,630円		
	前夜	17時から19時30分まで	1,470円		

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

彦根市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月28日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第10号

彦根市消防団条例の一部を改正する条例

彦根市消防団条例(昭和25年彦根市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(欠格条項)

第2条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 第4条第1項の免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 第3条の次に次の1条を加える。

(分限)

第3条の2 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを降任し、または免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合
- (4) 定数の改廃または予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 第2条第1号に規定する資格を失ったとき。
- (2) 第2条の2第1号の規定に該当する者となったとき。

第4条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(懲戒)」を付し、同条中「これを懲戒するものとする」を「懲戒処分として、戒告し、停職しまたは免職することができる」に改め、同条に次の1項を加える。

2 停職は、1箇月以内の期間を定めて行う。

第5条を次のように改める。

(規則への委任)

第5条 前2条に定めるもののほか、分限および懲戒の処分の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

第6条中「水、火災その他の災害」を「災害(水火災または地震等の災害をいう。以下同じ。)」に改める。

第11条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(年額報酬)」を付し、同条第1項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、機関員(消防器具保全のため特に出動し、ポンプ自動車でエンジンを担当する団員をいう。)には、2,000円の年額報酬を支給する。

第12条および第13条を次のように改める。

(出動報酬)

第12条 団員には、次の表のとおり出動報酬を支給する。

職務	出動報酬	
災害に出動した場合	4時間以内	4,000円
	4時間を超え24時間以内	8,000円
	24時間を超える場合	8,000円に、4時間ごとに4,000円を加算した額
	車庫待機のみ(火災時に限る。)	1,300円
警戒、訓練または訓練指導に出動した場合	1日につき	1,700円
査察、広報その他消防用務に出動した場合	1日につき	1,300円
団長の招集により副分団長以上が幹部会議等に出席した場合	1日につき	1,300円
消防学校で研修または教育を受講した場合	1日につき	700円

(支給方法)

第13条 年額報酬および出動報酬は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により支給する。

- (1) 第11条第1項に規定する年額報酬(以下「基本年額報酬」という。) 毎年9月および3月に、それぞれ基本年額報酬の2分の1に相当する額を支給する。ただし、年の中途において新たに団員となった者の最初の支給額は、基本年額報酬の額を12で除して得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)に新たに団員となった日の属する月

から基本年額報酬を支給する月までの月数を乗じて得た額(その額が当該基本年額報酬の2分の1に相当する額を超えるときは、当該基本年額報酬の2分の1に相当する額)とする。

(2) 第11条第2項に規定する年額報酬(以下「機関員年額報酬」という。)毎年3月に支給する。ただし、年の中途において新たに機関員年額報酬の支給の対象となった者の最初の支給額は、機関員年額報酬の額を12で除して得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)に新たに機関員年額報酬の支給の対象となった日の属する月から機関員年額報酬を支給する月までの月数を乗じて得た額(その額が機関員年額報酬の額を超えるときは、機関員年額報酬の額)とする。

(3) 出勤報酬 毎年6月、9月、12月および3月に、出勤の実績に応じた額を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、退職(在職中の死亡を含む。以下同じ。)をした者の基本年額報酬および出勤報酬は、その際支給するものとする。この場合において、基本年額報酬の支給額は、基本年額報酬の額を12で除して得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)に直近の基本年額報酬の支給があった月の翌月(直近の基本年額報酬の支給があった月がない場合は、基本年額報酬の支給の対象となった日の属する月)から退職をした日の属する月までの月数を乗じて得た額(その額が基本年額報酬の2分の1に相当する額を超えるときは、基本年額報酬の2分の1に相当する額)とする。

3 第1項の規定にかかわらず、年の中途において機関員年額報酬の支給の対象ではなくなった者または退職をした者の機関員年額報酬は、その際支給するものとする。この場合において、機関員年額報酬の支給額は、機関員年額報酬の額を12で除して得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)に直近の機関員年額報酬の支給があった月の翌月(直近の機関員年額報酬の支給があった月がない場合は、機関員年額報酬の支給の対象となった日の属する月)から機関員年額報酬の支給の対象ではなくなった日または退職をした日の属する月までの月数を乗じて得た額(その額が機関員年額報酬の額を超えるときは、機関員年額報酬の額)とする。

第13条の2を削る。

第14条に見出しとして「(費用弁償)」を付し、同条第1項中「旅行するときは、」の次に「費用弁償として」を加える。

第15条を削る。

付 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にした行為に係る改正後の第3条の2第1項に規定する処分については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の第12条の規定は、施行日以後に開始した職務について適用し、施行日前に開始した職務については、なお従前の例による。

彦根市市税条例および彦根市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

彦根市長 和田裕行

彦根市条例第11号

彦根市市税条例および彦根市都市計画税条例の一部を改正する条例

(彦根市市税条例の一部改正)

第1条 彦根市市税条例(昭和25年彦根市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第19条の4第1項中「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

付則第7条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第16項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第18項を同条第19項とし、同条第17項を同条第18項とし、同条第16項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

付則第7条の3第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅または」を「特定熱損失防止改修等住宅または」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

付則第9条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」を加える。

(彦根市都市計画税条例の一部改正)

第2条 彦根市都市計画税条例(昭和33年彦根市条例第4号)の一部を次のように改正する。

付則第1条の2の見出し中「附則第15条第34項等」を「附則第15条第33項等」に改め、同条第1項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第2項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第3項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

付則第2条中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)」を加える。

付則第10条中「付則第3条」を「付則第2条、第3条」に改める。

付則第11条中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項もしくは第43項」を「第14項から第18

項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項もしくは第44項」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の彦根市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第2項に規定する施設または設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の彦根市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

訓 令

彦根市訓令第8号

彦根市公用マイクロバス使用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月18日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市公用マイクロバス使用規程の一部を改正する訓令

彦根市公用マイクロバス使用規程(平成2年彦根市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「使用する」を「送迎等をする」に改め、同項第2号中「送迎等のために使用する」を「送迎等をする」に改め、同条に次の1項を加える。

3 バスは、有償で使用してはならない。

第3条第3項中「別記様式第2号」の次に「。以下「許可書」という。」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、公有財産管理課長は、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

第4条および第5条を次のように改める。

(緊急使用)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、緊急を要する場合において、同項に規定する期日までに申請書の提出ができないときは、速やかに公有財産管理課長に申請書を提出しなければならない。

2 公有財産管理課長は、前項の申請があったときは、やむを得ないと認めるものに限りバスの使用を許可し、許可書を交付するものとする。この場合において、公有財産管理課長は、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 バスを使用することができる日(以下「使用可能日」という。)は、彦根市の休日を定め

る条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日以外の日とする。

2 バスを使用することができる時間(以下「使用可能時間」という。)は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

3 バスは、宿泊を伴う場合に使用することはできない。

4 前 3 項の規定にかかわらず、公有財産管理課長は、特に必要があると認めるときは、使用可能日および使用可能時間を変更し、宿泊を伴う場合におけるバスの使用を認めることができる。

第 6 条第 1 号を次のように改める。

(1) 第 3 条第 3 項または第 4 条第 2 項の規定による許可の条件に違反したとき。

第 6 条第 2 号中「本市の特別な」を「公務の運営上の」に改め、同条第 3 号中「またはバス」を「、バス」に、「バスの運行に」を「、バスの使用に」に改める。

第 8 条第 1 項中「本市における関係所属」を「市」に改める。

第 10 条中「彦根市公用自動車等管理規則」を「彦根市公用車管理規則」に改める。

別記様式第 1 号および別記様式第 2 号を次のように改める。

別 記

様式第 1 号(第 3 条関係)

彦根市公用マイクロバス使用申請書

使用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
使用目的			
乗車責任者		乗車人員	
運行経路	(走行距離 km)		

上記のとおり申請します。

年 月 日

公有財産管理課長 様

所属長

申請者 担当者

連絡先

※ 運行経路を詳細に記載すること。

※ 乗車員名簿を添付すること。

様式第2号(第3条関係)

彦根市公用マイクロバス使用許可書

年 月 日付で申請のあったマイクロバスの使用について、次のとおり許可します。

使 用 日 時	
使 用 目 的	
乗 車 責 任 者	
運 行 経 路	(走行距離 km)

許可条件

年 月 日

様

公有財産管理課長

付 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

彦根市訓令第9号

彦根市働き方・業務改革推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年4月1日

彦根市長 和田裕行

彦根市働き方・業務改革推進本部設置規程の一部を改正する訓令

彦根市働き方・業務改革推進本部設置規程(平成29年彦根市訓令第11号)の一部を次のように改正する。

別表第2市民サービス向上部会の項を削る。

付 則

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市訓令第 10 号

彦根市部長会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 4 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市部長会議規程の一部を改正する訓令

彦根市部長会議規程(昭和 42 年彦根市訓令第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 7 号および第 8 号を次のように改める。

(7) 市民環境部参事(彦根愛知犬上広域行政組合派遣職員を除く。)

(8) 福祉保健部長

付 則

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市訓令第 12 号

彦根市生活困窮者相談推進委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 4 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市生活困窮者相談推進委員会設置規程の一部を改正する訓令

彦根市生活困窮者相談推進委員会設置規程(平成 27 年彦根市訓令第 5 号)の一部を次のように改正する。

別表企画振興部の部中「まちづくり推進室」を「まちづくり推進課」に改め、同部に次のように加える。

人権政策課
人権・福祉交流会館

別表総務部の部中「納税課」を「債権管理課」に改め、同表市民環境部の部人権政策課の項、人権・福祉交流会館の項および保険料課の項を削り、同表福祉保健部の部中「介護福祉課」を「高齢福祉推進課」に改め、同部医療福祉推進課の項を削る。

付 則

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市訓令第 13 号

彦根市庁舎防火管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 4 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市庁舎防火管理規程の一部を改正する訓令

彦根市庁舎防火管理規程(昭和 47 年彦根市訓令第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「企画振興部長」を「危機管理監、企画振興部長、文化スポーツ部長」に改め、「都市建設部長」の次に「、歴史まちづくり部長、上下水道部長、会計管理者」を加え、「総務課長」を「教育部長、危機管理課長」に改める。

第 7 条第 2 項中「各課(室、所を含む。)の長は、火元責任者を定め、防火管理者に報告しなけ

なければならない」を「各所属に火元責任者を置き、当該所属長をもって充てる」に改める。

第11条を次のように改める。

(火気使用時の遵守事項)

第11条 職員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気を使用する設備または器具(以下「火気使用設備器具」という。)を使用する場合は、使用前および使用後に必ず点検を行い、安全を確認すること。
- (2) 庁舎内において臨時に火気使用設備器具を使用する場合は、事前に防火管理者の承認を得て、防火上安全な場所において使用すること。
- (3) 喫煙は、指定した場所で行うこと。

付 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

公 告

彦根市農用地利用集積計画公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、彦根市農用地利用集積計画を次のとおり定めたので、同法第19条の規定により公告する。

令和4年3月18日

彦根市長 和田裕行

(以下省略)

彦根長浜都市計画道路事業の変更図書の写しの縦覧について公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき滋賀県知事の認可を受けた彦根長浜都市計画道路事業の事業計画の変更について、滋賀県知事から図書の写しの送付を受けたので、同条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により下記のとおり縦覧に供する。

令和4年3月24日

彦根市長 和田裕行

記

- 1 施行者の名称
彦根市
- 2 都市計画事業の種類および名称
彦根長浜都市計画道路事業 3・4・108号松原町大黒前鴨ノ巣線
- 3 事業施行期間
平成29年2月8日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分 彦根市松原町大黒、大上後、大黒前および鴨ノ巣地内
(2) 使用の部分 なし
- 5 縦覧場所
彦根市元町4番2号
彦根市都市建設部道路河川課

彦根市農業経営基盤強化促進基本構想変更公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条第1項の規定により定めた彦根市基本

構想を変更したので、同条第 6 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 4 年 3 月 29 日

彦根市長 和田 裕 行

(以下省略)

公印の改刻について公告

下記のとおり公印を改刻したので、彦根市公印規則(昭和 39 年彦根市規則第 9 号)第 7 条第 2 項の規定により公告する。

令和 4 年 4 月 1 日

彦根市長 和田 裕 行

記

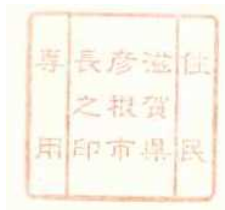
改刻した公印

- | | |
|-------------|----------------------------|
| (1) 名称 | 彦根市長印(住民専用) |
| (2) 使用区分 | 戸籍および住民基本台帳関係ならびに証明書および許可書 |
| (3) 使用開始の期日 | 令和 4 年 4 月 1 日 |
| (4) 印影 | |

旧



新



教育委員会告示

彦根市教育委員会告示第 4 号

彦根市私立幼稚園の実費徴収に係る補足給付費給付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 4 年 3 月 24 日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

彦根市私立幼稚園の実費徴収に係る補足給付費給付要綱を廃止する告示

彦根市私立幼稚園の実費徴収に係る補足給付費給付要綱(令和 3 年彦根市教育委員会告示第 4 号)は、廃止する。

付 則

この告示は、令和 4 年 3 月 24 日から施行する。

彦根市教育委員会告示第 5 号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、彦根市荒神山自然の家の使用料の収納事務を下記のとおり委託した。

令和 4 年 4 月 1 日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

記

1 委託の相手方

- (1) 名称 高木・技研特別共同体
- (2) 代表者 株式会社高木造園 代表取締役 高木 淳 一
- (3) 所在地 彦根市長曾根南町 478 番地

2 委託事務の内容

彦根市荒神山自然の家の設置および管理に関する条例(平成22年彦根市条例第28号。以下「条例」という。)に基づく使用料の収納事務

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。ただし、彦根市荒神山自然の家の指定管理者としての地位を有する期間とする。

4 徴収の方法

- (1) 使用料は、現金で徴収する。
- (2) 使用料の徴収の方法は、前号に規定するもののほか、条例、彦根市荒神山自然の家の管理運営に関する規則(平成28年彦根市教育委員会規則第3号)および彦根市財務規則(平成5年彦根市規則第11号)の定めるところによる。

彦根市教育委員会告示第6号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、彦根市中地区公民館の使用料の収納事務を下記のとおり委託した。

令和4年4月1日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

記

1 委託の相手方

- (1) 名称 中地区交流の館運営協議会
- (2) 代表者 会長 伊富貴 和 雄
- (3) 所在地 (略)

2 委託事務の内容

彦根市公民館の設置および管理に関する条例(昭和56年彦根市条例第3号。以下「条例」という。)に基づく使用料の収納事務

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。ただし、彦根市中地区公民館の指定管理者としての地位を有する期間とする。

4 収納の方法

- (1) 使用料は、現金で徴収する。
- (2) 使用料の収納の方法は、前号に規定するもののほか、条例、彦根市公民館の管理運営に関する規則(昭和56年彦根市教育委員会規則第2号)および彦根市財務規則(平成5年彦根市規則第11号)の定めるところによる。

彦根市教育委員会告示第7号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、彦根市稲枝地区公民館の使用料の収納事務を下記のとおり委託した。

令和4年4月1日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

記

1 委託の相手方

- (1) 名 称 稲枝地区公民館運営委員会
- (2) 代表者 委員長 田 村 宗 久
- (3) 所在地 (略)

2 委託事務の内容

彦根市公民館の設置および管理に関する条例(昭和 56 年彦根市条例第 3 号。以下「条例」という。)に基づく使用料の収納事務

3 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、彦根市稲枝地区公民館の指定管理者としての地位を有する期間とする。

4 収納の方法

- (1) 使用料は、現金で徴収する。
- (2) 使用料の収納の方法は、前号に規定するもののほか、条例、彦根市公民館の管理運営に関する規則(昭和 56 年彦根市教育委員会規則第 2 号)および彦根市財務規則(平成 5 年彦根市規則第 11 号)の定めるところによる。

彦根市教育委員会告示第 7 号の 2

彦根市放課後児童健全育成事業の届出に関する要綱を次のように定める。

令和 4 年 4 月 1 日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

彦根市放課後児童健全育成事業の届出に関する要綱
(趣旨)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業(以下「放課後児童健全育成事業」という。)に関し、法第 34 条の 8 第 2 項から第 4 項までの規定による届出について、必要な事項を定めるものとする。
(開始の届出)

第 2 条 法第 38 条の 8 第 2 項の規定による届出は、次に掲げる書類により、教育委員会に提出して行うものとする。

- (1) 放課後児童健全育成事業開始届(別記様式第 1 号)
- (2) 定款その他の基本約款
- (3) 運営規程
- (4) 主な職員の氏名および経歴を示すもの
- (5) 建物その他設備の規模および構造を示す図面
- (6) 放課後児童健全育成事業開始初年度の収支予算書および事業計画書(教育委員会がインターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合を除く。)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(変更の届出)

第 3 条 法第 34 条の 8 第 3 項の規定による届出は、放課後児童健全育成事業変更届(別記様式第

2号)および必要な書類により、教育委員会に提出して行うものとする。

(廃止または休止の届出)

第4条 法第34条の8第4項の規定による届出は、放課後児童健全育成事業廃止(休止)届(別記様式第3号)および必要な書類により、教育委員会に提出して行うものとする。

(関係書類の整備等)

第5条 放課後児童健全育成事業を実施する事業者は、前3条の規定により教育委員会に提出した書類の写しを放課後児童健全育成事業の実施期間(休止期間を含む。)中保管しなければならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別 記

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

彦根市教育委員会 様

事業者

住所(法人の場合は主たる事務所の所在地)

氏名(法人の場合は法人名および代表者氏名)

放課後児童健全育成事業開始届

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行うため、同法第34条の8第2項の規定により届け出ます。

事業の種類および内容	
併設事業 (該当する場合のみ)	
定員および支援の単 位数	定員： 人 / 支援の単位数： 単位ごとの定員内訳：
職員の定数	職員数： 人(支援員： 人、補助員： 人)
事業所の名称	
事業所の種類	
事業所の所在地	〒 - TEL： FAX： E-Mail：
所在地の小校区	小校区
建物その他設備の規模 および構造	専用区画： m ² [定員の数で除した際の1人当たりの面積： m ²] その他(併設事業等)： m ² 建物の構造： 造 階建の 階 <input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 集合住宅の一室 <input type="checkbox"/> 店舗用物件 <input type="checkbox"/> 保育園・幼稚園の一部
事業開始予定年月日	
ホームページURL	

添付書類	<input type="checkbox"/> 定款その他の基本約款 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 主な職員の氏名および経歴を示すもの(名簿等) <input type="checkbox"/> 職務の内容(上記の名簿等に添付) <input type="checkbox"/> 建物その他設備の規模および構造を示す図面(平面図等) <input type="checkbox"/> 事業開始初年度の収支予算書および事業計画書(インターネットを利用してこれらの内容を閲覧できる URL を記載する場合は、添付不要) <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類
------	--

備考

- 「事業の種類および内容」欄には、実施する放課後児童健全育成事業の概略を記載してください。
- 利用者向けのパンフレット等があれば、参考に添付してください。

様式第 2 号(第 3 条関係)

年 月 日

彦根市教育委員会 様

事業者

住所(法人の場合は主たる事務所の所在地)

氏名(法人の場合は法人名および代表者氏名)

放課後児童健全育成事業変更届

年 月 日に開始の届出を行った放課後児童健全育成事業について、次のとおり変更したので、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 34 条の 8 第 3 項の規定により届け出ます。

事業所の名称		
事業所の所在地		〒 - TEL : FAX : E-Mail :
変更する事項		
変更内容 (変更する事項ごとに記載)	変更前	
	変更後	
事業変更年月日		
ホームページURL		

備考

- 「事業の種類および内容」を変更する場合は、事業の概略を記載の上、事業開始初年度

の収支予算書および事業計画書を添付してください。ただし、インターネットを利用して当該書類の内容を確認できるURLを記載する場合は、書類の添付は必要ありません。

- (2) 「事業所の所在地」および「建物その他設備の規模および構造」を変更する場合は、変更後の平面図等を添付してください。
- (3) 「定款その他の基本約款」、「主な職員の氏名および経歴を示すもの(名簿等)」および「運営規程」を変更する場合は、変更後の書類を添付してください。
- (4) その他変更する事項によって、必要な書類を添付してください。

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

彦根市教育委員会 様

事業者
 住所(法人の場合は主たる事務所の所在地)
 氏名(法人の場合は法人名および代表者氏名)

放課後児童健全育成事業廃止(休止)届

年 月 日に開始の届出を行った事業について、次のとおり廃止(休止)するので、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8第4項の規定により届け出ます。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 - TEL: FAX: E-Mail:
事業廃止(休止)年月日	
休止予定期間 (該当する場合のみ)	
廃止(休止)理由	
現に便宜を受けている利用者に対する措置	

※「現に便宜を受けている利用者に対する措置」について、補足説明等が必要な場合は書面(任意様式)添付してください。

監査公表

監査公表第 1 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 5 項の規定に基づき随時監査(工事監査)を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年(2022 年)3 月 18 日

彦根市監査委員 若 林 忠 彦

彦根市監査委員 杉 原 祥 浩

随時監査(工事監査)結果

1 監査の対象工事

(仮称)彦根市新市民体育センター建設工事(建築工事) 5,623,200,000 円

(仮称)彦根市新市民体育センター建設工事(電気設備工事) 803,000,000 円

(仮称)彦根市新市民体育センター建設工事(機械設備工事) 1,064,800,000 円

2 監査の期日

令和 4 年 2 月 1 日

3 監査の方法

令和 3 年度において施工中の建築・土木工事の中から抽出した上記の工事について、その設計、施工、監理等が、適切かつ効率的に執行されているか否かについて、関係書類を調査するとともに、リモート・オンライン会議により各段階における技術的事項の実施態様について関係者に質疑応答を行った。

なお、実施に当たっては、協同組合 総合技術士連合との工事技術調査業務委託契約に基づき、各工種別に専門の技術士の協力を求め監査した。

4 監査の結果

本工事技術調査の結果、3 工種共に、計画・設計・積算・契約・施工・維持管理等の各段階において、工事関係書類の整備状況を含め、技術的事項の実施態様は総括的に良好に執行されていることを確認した。

工事進捗状況について、建築工事の令和 3 年 12 月 31 日現在の実施進捗率は 73.0%であり、計画進捗率の 73.7%に対して、概ね計画通りの施工が図られ、追従する電気設備工事や機械設備工事においても同様に良好に執行されているものと認められた。

建築工事における実施設計では、地盤の液状化に配慮した設計がなされているほか、大面積の外壁板の仕様変更や自然木質材料の使用範囲の見直し等により約 2 億円のコスト低減を図っていることは評価できる。また、積算に関しては複数人でチェックし、入札時には 400 件を超える質疑事項に対応しているが、本件のような大規模で複雑な構造物における設計図書の内容の充実度の判断、積算精度の確保には一定のスキルが必要となるため、監督職員のスキルアップと外部ノウハウの活用を含めた積算および設計図書の適否判断の仕組みを整備することが重要である。なお、施工については、品質と工期、コストを重視した監理がなされ、竣工後に頻繁に問題となる防水と仕上げの品質に対して配慮されており、目視できない部位の品質確認写真等からも出来栄への配慮が確認できた。

基本設計は、プロポーザル提案に基づき外部識者も加えた審査委員会で評価し、妥当な設計者選定がなされたものであり、電気設備の設計においてもその主旨が適切に反映され、利便性・機能性を備え、かつ省エネとコスト削減を図られていることを確認した。照明設備・音響設備は様々なイベントやシーンで幅広く対応できるようきめ細かに設計されており、耐震性についても十分配慮され、有事の際の避難場所としての非常用発電機の容量等も考慮され

ていた。また、設計単価に彦根市単価(RIBC)を採用していることも作業効率アップと個人差の発生を防止するものであり、高く評価できる。

さらに、機械設備においては、持続可能な社会形成に不可欠な省エネや脱炭素へ向けた機器が採用され、アリーナの空調方式について観客席を局所的に空調することで大空間における空調の高効率化を図っていること等が確認できた。また、消防設備では機械・設備の故障や人的ミスの発生を前提に設計段階で事前に対策を講じるフルプルーフやフェールセーフ機能が考慮されており、概ね有効であると判断できた。電気設備と同様に、有事の際の防災拠点施設として、急激な施設利用者の増加にも一定対応できるよう給排水や空調設備の構築もなされていた。

全般的事項としては、定例会議等の議事録および現場報告書の作成に関し、発言者や承認者などをさらに明確に記載し、責任の所在や意思決定内容等が容易に把握できるよう検討されたい。内容により報告すべき職階等も見直すなど、今後の工事執行がより慎重に、かつ建設的に遂行されることを望むものである。

(仮称)彦根市新市民体育センター整備事業においては、令和7年度に開催予定である第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の主会場整備に伴う移設決定により旧市民体育センターを解体したことから、体育施設としての空白期間が生じており、本市スポーツ振興の拠点施設として市民からも早期完成を切望されている。

このような中、令和4年12月の供用開始に向け各整備工事も大詰めを迎えており、令和4年1月には、彦根市文化スポーツ部指定管理者候補者選定委員会において、指定管理者候補者の選定も成されたところである。

本事業について、監査を通じ着実な進捗を確認できたため、引き続き安全管理等に配慮しつつ無事故・無災害で計画通り竣工し、建物のコンセプトであるスポーツと文化が融合する市民交流拠点として、市民に親しまれ、スポーツから文化活動まで様々な活動により賑わいと交流が創出される施設になることを期待する。

なお、期待する効果を得るにはハード整備後のソフトの充実と市民への積極的なPRが肝要である。今後は、指定管理者を含めて事業効果の最大化へ向け、施設運営方策や事業企画に対しても意を尽くされたい。

【オンライン工事監査実施状況】

(以下省略)

公平委員会規則

彦根市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

彦根市公平委員会

委員長 森野有香

彦根市公平委員会規則第1号

彦根市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

彦根市職員の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年彦根市公平委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1市長事務部局(出納室を含む。)の項中「危機管理監 市民生活・経済再生支援統括監 市民生活・経済再生支援副統括監」を「危機管理監」に、「企画課長補佐」を「企画課長補佐 企画課副主幹」に、「財政課長補佐」を「財政課長補佐 財政課副主幹」に改める。

付 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

農業委員会告示

彦根市農業委員会告示第 4 号

彦根市空き家に付随する農地の別段面積取扱要綱を次のように定める。

令和 4 年 4 月 1 日

彦根市農業委員会

会長 田 中 金 二

彦根市空き家に付随する農地の別段面積取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、空き家に付随する農地の有効活用により、市への定住促進、新規就農の促進ならびに遊休農地等の発生防止および解消を図るため、空き家に付随する農地の別段面積の設定等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 彦根市内に存する空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号)第 2 条第 1 項に規定する空家等のうち、現に使用していない戸建ての住宅または店舗付き住宅で、空き家バンクに登録されたものをいう。
- (2) 農地 農地法(昭和 27 年法律第 229 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項に規定する農地をいう。
- (3) 空き家バンク 彦根市が外部の組織に運営を委託している空き家バンク(空家等対策の推進に関する特別措置法第 2 条第 1 項に規定する空家等の売却または賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、本市への定住等を目的として空き家の利用を希望する者に対し紹介する制度をいう。)をいう。
- (4) 遊休農地 法第 32 条第 1 項各号に掲げる農地をいう。
- (5) 別段面積 法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づき、農業委員会が定める面積をいう。
- (6) 総会 農業委員会が開催する定例または臨時の総会をいう。

(別段面積)

第 3 条 空き家に付随する農地の別段面積は、0.1 アールとする。

(別段面積を適用する農地の要件)

第 4 条 別段面積の適用に当たっては、空き家に付随する農地を 1 の区域とみなすものとする。

2 農地法施行規則(昭和 27 年農林省令第 79 号)第 17 条第 2 項各号に規定する要件の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次条第 2 項の規定により別段面積の指定の決定をする時に、当該空き家に付随する農地の全部もしくは一部が遊休農地であることまたは今後耕作される見込みがなく遊休農地になるおそれがあること。
- (2) 当該空き家に付随する農地および当該空き家の所有者(当該所有者が死亡している場合にあってはその相続人、その他農業委員会が特別の理由があると認める場合にあっては農業委員会が認めた者を含む。次条第 1 項および第 8 条第 1 項において同じ。)が同一であること。
- (3) 取得しようとする権利に賃貸借または使用貸借による権利その他の使用および収益を目的とする権利が設定されていないこと。

(4) 前2号に掲げるもののほか、当該空き家に付随する農地の周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められること。

(別段面積の適用を受ける空家等に付随する農地の指定の申請等)

第5条 空き家に付随する農地の所有者は、別段面積を適用する空き家に付随する農地の指定を申請するときは、彦根市が空き家バンクの運営を委託している外部の組織、彦根市都市建設部建築住宅課および農業委員会に事前に相談を行った上、次に掲げる書類を農業委員会に提出するものとする。

(1) 別段面積を適用する空き家に付随する農地の指定申請書(別記様式第1号)

(2) 彦根市空き家バンクに登録されていることの確認書(別記様式第2号)

(3) 前2号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認めるもの

2 農業委員会は、前項の規定による申請があったときは、総会において別段面積の適用を受ける空き家等に付随する農地の指定の可否について決定し、申請者に対し別段面積を適用する空き家に付随する農地の指定通知書(別記様式第3号)または別段面積を適用する空き家に付随する農地の指定不可通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。この場合において、当該指定をしたときは、速やかに告示するものとする。

3 前項の規定による指定は、1筆を単位として行うものとする。

(権利を取得する者の要件)

第6条 前条の規定による指定の決定を受けた空き家に付随する農地(以下「指定農地」という。)について法第3条第2項第1号に掲げる権利(以下単に「権利」という。)を取得する者の要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該指定農地および当該空き家について、同一の権利を同時に取得すること。

(2) 当該権利の取得の目的が不動産投機等でないこと。

(3) 当該権利を取得する空き家に居住し、住民登録を行うこと。

(4) 当該権利を取得する日から起算して3年以上継続して、当該空き家に居住し、当該指定農地を耕作する意思を有していること。

(5) 当該権利を取得した指定農地の全てを効率的に利用し、かつ、周辺の農地の利用に影響を与えないよう耕作できる者であること。

(権利の取得の申請手続等)

第7条 指定農地について権利を取得しようとする者(以下「権利取得希望者」という。)は、法第3条第1項の農業委員会の許可の申請をするときは、当該許可に係る申請書類のほか、次に掲げる書類を農業委員会に提出しなければならない。

(1) 空き家に付随する農地の取得に係る誓約書(別記様式第5号)

(2) 空き家に付随する農地に係る営農計画書(別記様式第6号)

(3) 当該空き家に付随する農地および当該空き家に係る権利の移動の契約書の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認める書類

2 前項の規定により法第3条第1項の農業委員会の許可を受けて指定農地の権利を取得した者は、速やかに空き家に付随する農地の権利移動完了報告書(別記様式第7号)により農業委員会に報告しなければならない。

(別段面積の指定の解除)

第8条 指定農地の所有者は、別段面積を適用する空き家に付随する農地の指定解除申請書(別記様式第8号)を農業委員会に提出して、指定の解除を申請することができる。

2 農業委員会は、前項の規定による申請があったときは、当該指定農地の指定を解除することの可否について、総会で決定し、別段面積を適用する空き家に付随する農地の指定解除通知書(別

記様式第 9 号)または別段面積を適用する空き家に付随する農地の指定解除不可通知書(別記様式第 10 号)により申請者に通知するものとする。この場合において、当該指定を解除したときは、速やかに告示するものとする。

3 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決定を経て、指定農地の指定を解除し、速やかに告示するものとする。

- (1) 前条の規定により当該指定農地の権利が取得されたとき。
- (2) 法第 3 条第 1 項の農業委員会の許可後、取得する当該指定農地の権利の移動が速やかに行われな
- (3) 指定農地に係る空き家について、空き家バンクの登録が取り消されたとき。
- (4) 指定農地および当該空き家の権利に移動があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が当該指定を適当でないとするとき。

(調査および指導)

第 9 条 農業委員会は、指定農地の権利が移動したときは、当該空き家に付随する農地の利用状況について、適宜調査を行うものとする。

2 農業委員会は、権利を取得した空き家に付随する農地が適正に耕作されていないと認める場合または今後耕作されないと見込まれる場合は、当該権利を取得した者に指導を行うものとする。(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、空き家に付随する農地の別段面積の取扱いに関し必要な事項は、農業委員会が別に定める。

付 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別 記

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

彦根市農業委員会会長 様

(申請者)

住 所

氏 名

(※自署の場合は、押印を省略することができます。)

連絡先

別段面積を適用する空き家に付随する農地の指定申請書

下記の農地について、別段面積を適用する空き家に付随する農地として指定を受けたいので、彦根市空き家に付随する農地の別段面積取扱要綱第 5 条第 1 項の規定により申請します。

記

1 空き家の所在等

空き家の所在地	彦根市	空き家バンク登録	有・無
空き家の所有者等住所			

空き家の所有者等氏名

2 指定を受けようとする農地

土地の所在	地番	登記地目	地積(㎡)	所有者等氏名	農地の状況(遊休化)
					全部・一部・なし
					全部・一部・なし
					全部・一部・なし
					全部・一部・なし
					全部・一部・なし

3 誓約事項

以下の事項について誓約します。

指定を受けた空き家に付随する農地の権利の譲渡に当たっては、彦根市空き家に付随する農地の別段面積取扱要綱の規定を遵守します。

4 添付書類

- (1) 土地の全部事項証明書(空き家の所在地および指定を受けようとする農地)
- (2) 公図(空き家の所在地および指定を受けようとする農地)
- (3) 位置図(空き家と指定を受けようとする農地の位置関係を図示)

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

彦根市農業委員会会長 様

(申請者)

住所

氏名

(※自署の場合は、押印を省略することができます。)

連絡先

彦根市空き家バンクに登録されていることの確認書

次に所在する空き家は、空き家バンクに登録されていることを確認願います。

空き家の所在地

彦根市

(以下記載不要)

上記に所在する空き家は、空き家バンクに登録されていることを確認しました。

登 録 日	年	月	日
-------	---	---	---

年 月 日

彦根市

様式第 3 号 (第 5 条関係)

第 年 月 日 号

(申請者)

様

彦根市農業委員会
会長

別段面積を適用する空き家に付随する農地の指定通知書

年 月 日付けで別段面積を適用する空き家に付随する農地の指定の申請のあった下記農地については、別段面積を適用する空き家に付随する農地として指定することに決定しましたので、彦根市空き家に付随する農地の別段面積取扱要綱第 5 条第 2 項の規定により通知します。

記

土 地 の 所 在	地 番	登 記 地 目	地 積 (m ²)	備 考

様式第4号(第5条関係)

第 号
年 月 日

(申請者)

様

彦根市農業委員会
会長

別段面積を適用する空き家に付随する農地の指定不可通知書

年 月 日付けで別段面積を適用する空き家に付随する農地の指定の申請のあった下記の農地については、下記の理由により別段面積を適用する空き家に付随する農地として指定しませんので、彦根市空き家に付随する農地の別段面積取扱要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

土地の所在	地番	登記地目	地積(m ²)	指定しない理由

様式第 5 号 (第 7 条関係)

年 月 日

彦根市農業委員会会長 様

権利取得者(譲受人)

住 所

氏 名

(※自署の場合は、押印を省略することができます。)

空き家に付随する農地の取得に係る誓約書

私は、農地の権利を取得するに当たり、下記の事項を誓約します。

記

1 権利を取得する農地

土地の所在	地番	登記地目	地積(m ²)	備考

2 誓約事項

以下の事項について誓約します。

別段面積の適用の指定を受けた空き家に付随する農地の権利の取得に当たっては、彦根市空き家に付随する農地の別段面積取扱要綱の規定を遵守します。

様式第6号(第7条関係)

(申請者)

住所

氏名

(※自署の場合は、押印を省略することができます。)

連絡先

空き家に付随する農地に係る営農計画書

1 農地面積(取得予定地)

区分	田	畑	計
面積	m ²	m ²	m ²

2 作付予定作物

区分	主な品目	面積	生産量
水稲		m ²	kg
野菜		m ²	kg
果樹		m ²	kg
花卉		m ²	kg
その他		m ²	kg

3 収穫作物の利用計画

4 農業就労の状況(計画)

氏名	続柄	年齢	職業	農業従事日数	摘要

5 農機具等保有状況

種類	所有の有無等	台数	摘要
	有・無・借入・共有		
	有・無・借入・共有		

	有・無・借入・共有		
	有・無・借入・共有		
	有・無・借入・共有		

様式第 7 号 (第 7 条関係)

年 月 日

彦根市農業委員会会長 様

(譲受人)

住 所

氏 名

(※自署の場合は、押印を省略することができます。)

連絡先

空き家に付随する農地の権利移動完了報告書

農地法第 3 条第 1 項の許可を受け、下記の空き家に付随する農地に係る所有権移転が完了しましたので、彦根市空き家に付随する農地の別段面積取扱要綱第 7 条第 2 項の規定により報告します。

記

土 地 の 所 在	地 番	登 記 地 目	地 積 (㎡)	所有者氏名	備 考

添付書類

- (1) 上記農地の全部事項証明書
- (2) 空き家および空き家の敷地の全部事項証明書の写し等、権利移転の状況が確認できる書類

様式第8号(第8条関係)

年 月 日

彦根市農業委員会会長 様

(申請者)

住 所

氏 名

(※自署の場合は、押印を省略することができます。)

連絡先

別段面積を適用する空き家に付随する農地の指定解除申請書

下記の農地について、別段面積を適用する空き家に付随する農地の指定の解除を申請します。

記

1 農地

土地の所在	地番	登記地目	地積(m ²)	所有者等氏名	農地の状況

2 理由

3 空き家バンク登録状況

有(登録) ・ 無(登録解除等)

4 添付書類

土地の全部事項証明書、位置図その他農業委員会が必要と認める書類

様式第 9 号 (第 8 条関係)

第 号
年 月 日

(申請者)

様

彦根市農業委員会
会長

別段面積を適用する空き家に付随する農地の指定解除通知書

年 月 日付けで別段面積を適用する空き家に付随する農地の指定の解除の申請のあった下記農地については、別段面積を適用する空き家に付随する農地としての指定を解除することに決定しましたので、彦根市空き家に付随する農地の別段面積取扱要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

土地の所在	地番	登記地目	地積(m ²)	備考

様式第10号(第8条関係)

第 年 月 日 号

(申請者)

様

彦根市農業委員会
会長

別段面積を適用する空き家に付随する農地の指定解除不可通知書

年 月 日付けで別段面積を適用する空き家に付随する農地の指定の解除の申請のあった下記農地については、下記の理由により別段面積を適用する空き家に付随する農地としての指定を解除しませんので、彦根市空き家に付随する農地の別段面積取扱要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

土地の所在および指定を解除しない理由

土地の所在	地番	登記地目	地積(m ²)	指定を解除しない理由

病院事業管理規程

彦根市病院事業管理規程第2号

彦根市病院事業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年4月1日

彦根市病院事業管理者 金子隆昭

彦根市病院事業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程
彦根市病院事業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程(平成28年4月1日病院事業管理規

程第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務が 7 級であるもの

付 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市病院事業管理規程第 3 号

彦根市病院事業の管理運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 4 月 1 日

彦根市病院事業管理者 金子 隆 昭

彦根市病院事業の管理運営に関する規程の一部を改正する規程

彦根市病院事業の管理運営に関する規程(平成 28 年彦根市病院事業管理規程第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「および栄養科」を「、栄養治療科、視能訓練科および口腔衛生科」に改め、同条第 9 項の表栄養科の項を次のように改める。

臨床検査科	輸血管理室
-------	-------

第 4 条第 4 項中「、院長、院長代理および副院長を助け」を削る。

第 6 条第 3 項の表栄養科の項中「栄養科」を「栄養治療科」に改め、同項第 2 号中「および栄養相談」を「、栄養相談および栄養治療」に改め、同項中第 6 号を第 7 号とし、第 3 号から 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 地域住民の栄養管理の啓発に関すること。

第 6 条第 3 項の表に次のように加える。

視能訓練科

- (1) 眼科学的検査に関すること。
- (2) 眼科学的検査に必要な器械および器具の保守および管理に関すること。
- (3) 業務に係る記録および保管に関すること。
- (4) その他視能訓練士業務に関すること。

口腔衛生科

- (1) 歯科診療の補助に関すること。
- (2) 口腔衛生に関すること。
- (3) 歯科保健指導に関すること。
- (4) 業務に係る記録および保管に関すること。
- (5) その他歯科衛生士業務に関すること。

第 6 条第 12 項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同項の表栄養治療室の項を次のように改める。

輸血管理室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 輸血の適応および管理に関すること。 (2) 輸血管理に必要な器械および器具の保守および管理に関すること。 (3) 業務に係る記録および保管に関すること。 (4) その他輸血管理業務に関すること。
-------	--

付 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市病院事業管理規程第4号

彦根市病院事業文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年4月1日

彦根市病院事業管理者 金子隆昭

彦根市病院事業文書管理規程の一部を改正する規程

彦根市病院事業文書管理規程(平成28年彦根市病院事業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

別表医療技術局の部健診センターの項を削り、同部中「栄養科」を「栄養治療科」に改め、同部に次のように加える。

視能訓練科	病視
口腔衛生科	病口

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

彦根市病院事業管理規程第5号

彦根市病院事業職員の衛生管理に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年4月1日

彦根市病院事業管理者 金子隆昭

彦根市病院事業職員の衛生管理に関する規程の一部を改正する規程

彦根市病院事業職員の衛生管理に関する規程(平成28年彦根市病院事業管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

別表中「栄養科、栄養治療室」を「栄養治療科、視能訓練科、口腔衛生科」に改める。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

水道事業告示**彦根市水道事業告示第6号**

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成10年彦根市水道部規程第2号)第4条第1項の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者に指定したものは、下記のとおりである。

令和4年3月22日

彦根市長 和田裕行

記

登録番号	544
氏名または名称	コジマ
代表者氏名	小嶋 徹
住所	彦根市新海町1032番地
当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	コジマ
上記事業所の所在地	彦根市新海町1032番地
指定年月日	令和4年3月1日

彦根市水道事業告示第 7 号

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 33 条の 2 の規定により水道料金の収納業務を、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定により公共下水道使用料の収納業務を、下記のとおり委託した。

令和 4 年 4 月 1 日

彦根市長 和田 裕 行

記

1 委託の相手方

岐阜市日置江 1 丁目 58 番地

株式会社電算システム

2 委託事務の内容

彦根市水道事業給水条例(平成 10 年彦根市条例第 5 号)に基づく水道料金および彦根市公共下水道使用料条例(平成 2 年彦根市条例第 41 号)に基づく公共下水道使用料の収納事務

3 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 収納の方法

現金で収納する。

消防本部訓令**彦根市消防本部訓令第 1 号**

彦根市消防本部車両管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 4 年 4 月 1 日

彦根市消防長 岡田 広 幸

彦根市消防本部車両管理規程の一部を改正する消防本部訓令

彦根市消防本部車両管理規程(平成 20 年彦根市消防本部訓令第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「それぞれ」を削り、同条第 1 号を削り、同条第 2 号中「第 74 条の 2 第 1 項」を「第 74 条の 3 第 1 項」に改め、同号を同条第 1 号とし、同条第 3 号中「安全運転管理者の業務を補助するため」を削り、「第 74 条の 2 第 2 項」を「第 74 条の 3 第 4 項」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条中第 4 号および第 5 号を削り、第 6 号を第 3 号とする。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(総括車両管理者)

第 2 条の 2 公用車の運行管理について、安全運転管理者、副安全運転管理者、車両管理者および整備管理者代務者を指揮監督し、総括の任に当たる者として総括車両管理者を置き、消防本部次長をもって充てる。

第 3 条の見出し中「職務等」を「職務」に改め、同条第 1 号を次のように改める。

(1) 道交法第 74 条の 3 第 2 項に規定する業務に関すること。

第 3 条第 3 号中「管理規則」を「彦根市公用車管理規則(平成 3 年彦根市規則第 28 号)」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(4) その他公用車の安全運転管理上必要と認めること。

第 4 条中「を補佐し」を「の業務を補助し」に改める。

第 5 条の見出し中「の職務」を削り、同条中「車両管理者は、」を削り、「行うものとする」

を「行う者として車両管理者を置き、公用車を所管する所属の長をもって充てる」に改め、同条第3号中「かぎ」を「鍵」に改める。

第6条の見出し中「の職務」を削り、同条中「整備管理者代務者」を「前項の公用車の整備および管理」に改め、「を行うもの」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

公用車の整備および管理を行う者として、整備管理者代務者を置き、警防課長をもって充てる。

第8条第3項中「提出しなければならない」を「報告しなければならない」に改める。

第9条に次の1項を加える。

2 運転者は、公用車の使用前および使用後に、前項第1号の公用自動車運転命令簿兼運転報告簿または同項第2号の公用二輪車運転命令簿兼運転報告簿に必要事項を記入の上、車両管理者の承認または確認を受けなければならない。

第10条第2号および第3号を次のように改める。

(2) 車両装備品台帳(別記様式第6号)

(3) 公用二輪車台帳(別記様式第7号)

第10条第4号を削る。

第12条第1項を次のように改める。

所属長は、職員に公用車の運転を指示するときは、公用車の運転前および運転後に、酒気帯び確認記録簿(別記様式第8号)に基づき必要事項を確認し、記録するものとする。

第12条第2項中「車両管理者」を「所属長」に改め、同項第4号中「車両」を「公用車」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 前項の規定による公用車の運転前の確認の結果、公用車を運転させることが適当でないと思われるとき。

第13条中「車両管理者」を「所属長」に、「の運転」を「の運転等」に改める。

第14条第1項および第2項を次のように改める。

1 運転者は、道交法その他の関係法令およびこの規程を遵守し、常に公用車の整備保全に努めるとともに、運転技術の向上を図り、交通事故の防止に万全を期さなければならない。

2 運転者は、公用車の使用中または使用後において、故障または異常を発見したときは、速やかにその旨を車両取扱責任者および車両管理者を経て、警防課長に報告し、指示を受けなければならない。

第14条第3項中「車両管理者または」を削る。

第15条第3項を削る。

第16条第1項を次のように改める。

車両管理者または運転者は、次に掲げる点検を実施し、その記録を保管するものとする。

(1) 日常点検(毎日運行開始前に、日常点検表(別記様式第9号)に基づき実施する点検をいう。)

(2) 月例点検(毎月1回消防自動車等月例点検整備表(別記様式第10号)に基づき実施する点検をいう。)

第16条第2項中「公用自動車」を「公用車」に改め、「車両管理者に」の次に「前項第2号の」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前項に規定する定期点検整備は、委託により実施することができる。

第17条を次のように改める。

(燃料の補給等)

第 17 条 公用車への燃料の補給は、あらかじめ消防長が指定した給油所において行うものとする。
ただし、災害出場その他やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りでない。

2 車両管理者は、公用車の燃料の使用状況等について燃料月報を作成し、翌月 5 日までに警防課長に報告しなければならない。

第 18 条を削り、第 19 条を第 18 条とし、第 20 条を第 19 条とする。

第 21 条第 1 項中「万一」を削り、「別記様式第 13 号」を「別記様式第 11 号」に改め、同条を第 20 条とする。

別記様式第 1 号中「㊤」を削る。

別記様式第 2 号を次のように改める。

(登録番号 滋賀)
 (車両名) に改め、「印」を削る。
)

別記様式第 4 号中「、第 15 条」を削り、「所属長印」を「所属長」に、「所属長確認印」を「所属長確認」に改める。

別記様式第 5 号および別記様式第 6 号を次のように改める。

様式第 5 号(第 10 条関係)

公 用 自 動 車 台 帳

車両概要

車両名		配備署所/ 年月日	
登録番号		初度登録	年 月 日
車両メーカー		車両型式	
納入業者		価格	
乗車定員	人	総排気量	c c
車両重量	Kg	最大積載量/ (内容:容量)	(: Kg L)
車両総重量	Kg	軸重 前/後	前 : Kg 後 : Kg
全長	c m	全幅	c m
全高	c m	ホイールベース	c m
タイヤサイズ/ (種類)	()	バッテリー容量 / 型式等	
ポンプ型式		ポンプ級別	
燃料種類/ タンク容量			
備考	(廃車年月日 :)		

様式第8号(第12条関係)

年 月 日 ()

酒気帯び確認記録簿

部局名	所属名
-----	-----

運転者名		運転前(出勤時)						運転後(退勤時)						
車両番号	確認者名	確認時間	確認方法	検知器の有無	酒の気味の有無	指示事項	その他	確認時間	確認方法	検知器の有無	酒の気味の有無	指示事項	その他	確認者名
		時 : 分	対面電話 (その他)	有・無	有・無			時 : 分	対面電話 (その他)	有・無	有・無			
		時 : 分	対面電話 (その他)	有・無	有・無			時 : 分	対面電話 (その他)	有・無	有・無			
		時 : 分	対面電話 (その他)	有・無	有・無			時 : 分	対面電話 (その他)	有・無	有・無			
		時 : 分	対面電話 (その他)	有・無	有・無			時 : 分	対面電話 (その他)	有・無	有・無			
		時 : 分	対面電話 (その他)	有・無	有・無			時 : 分	対面電話 (その他)	有・無	有・無			
		時 : 分	対面電話 (その他)	有・無	有・無			時 : 分	対面電話 (その他)	有・無	有・無			
		時 : 分	対面電話 (その他)	有・無	有・無			時 : 分	対面電話 (その他)	有・無	有・無			
		時 : 分	対面電話 (その他)	有・無	有・無			時 : 分	対面電話 (その他)	有・無	有・無			
		時 : 分	対面電話 (その他)	有・無	有・無			時 : 分	対面電話 (その他)	有・無	有・無			

※確認実施日から1年間保存すること。

別記様式第9号を次のように改める。

様式第 9 号 (第 16 条関係)

表

検 査 点

常 点

日 常

日 常

登録番号

車両名

毎月 1 回点検…※

修理済…⊗

否…×

適…レ

記入要領

点 検 箇 所	点 検 内 容	検 査 点			
		点 検 者	車 長	係 長	取 扱 責 任 者
ハ ン ド ル	異常振れ、取られまたは重さ				
	著しい遊びまたはがた				
ブ レ ー キ	ペダルの踏みしろ、効き具合、片効き				
	油 量				
	空気圧力の上がり具合				
	ブレーキレバーの引きしろ、効き具合 ブレーキバルブからの排気音の正否				
タ イ ヤ ※	空気圧の適否				
	亀裂および損傷				
	異常 摩 耗				
	溝の深さは十分か 金属片その他異物の有無				
原 動 機	排 気 の 色				
	ラジエター等冷却装置の水漏れ				
	冷却水量は十分か				
	ラジエターキャップの装着状態				
	ファンベルトの張り損傷				
	オイルの量				
乗 車 装 置	ドアロックの適否				
	座席ベルトの損傷				
燃 料 装 置	燃 料 の 量				
物 品 積 載	積 載 は 確 実 か				
灯 火 装 置	点 滅 具 合 汚 れ 損 傷				
警 音 器	作 用 状 態				
バ ッ テ リ ー ※	液 量				
車 両 外 観	汚 れ お よ び 損 傷				
エ ア タ ン ク	空 気 圧 の 適 否				
エ ア タ ン ク	エ ア タ ン ク の 凝 水				
計 器	作 用 状 態				
シ ャ シ バ ネ ※	折 損 の 有 無				
点 検 箇 所	点 検 内 容	点 検 者	車 長	係 長	取 扱 責 任 者
日 時					
1					
2					
30					
31					

別記様式第 10 号を削る。

別記様式第 11 号中「所属地」を「車両管理者」に、「機種」を「車両名」に、「車体番号」を「登

録番号」に改め、同様式を別記様式第10号とする。

別記様式12号を削り、別記様式第13号を別記様式第11号に改める。

付 則

- この訓令は、令和4年4月1日から施行する。
- この訓令の施行の際、この訓令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなすことができる。
- この訓令の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

消防本部告示

彦根市消防本部告示第2号

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の4第1項の規定に基づき、下記のとおり必要な措置を命じたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により告示する。

令和4年4月1日

彦根市消防長 岡田 広 幸

記

- 防火対象物の所在地
(略)
- 防火対象物の名称
(略)
- 命令を受けた者の氏名
(略)
- 命令事項
(略)